

「福岡城さくらまつり」企画運営業務委託 提案競技実施要領

1. 名称

「福岡城さくらまつり」企画運営業務委託

2. 趣旨

舞鶴公園は日本有数のさくらの名所であり、鴻臚館や福岡城等の歴史的価値を持つ公園である。

平成21年の開催以来、「福岡城さくらまつり」は市民に愛されるイベントとなってきた。平成26年6月に舞鶴公園と大濠公園の一体的な活用を図る「セントラルパーク構想」が策定され、また、その具体化を図るため、令和元年6月に「セントラルパーク基本計画」が策定されたことにより、本イベントについても、市民の憩いと歴史・芸術文化・観光の発信拠点の実現を目指し、桜や鴻臚館跡、福岡城跡等の舞鶴公園の魅力をはじめ、大濠公園や市美術館、三ノ丸スクエア等の多様な魅力をより多くの市民に伝えていくことが求められている。

このため、令和9年春からの福岡城さくらまつりにおいては、「セントラルパーク構想」の実現に向けて、「さくら」の名所である舞鶴公園において、全国でも珍しい二重史跡である古代の国指定の史跡「鴻臚館跡」と近世の国指定の史跡「福岡城跡」を広く市民や観光客にPRしつつ、大濠公園との一体感を感じられ、地域や日頃より舞鶴公園において活動している団体や企業等と連携して実施するイベントとなることを目標とする。また、持続可能で多様性と包摂性のある社会に求められる新しい概念や価値を取り入れつつ、長期的視点を持って柔軟かつ魅力的なコンテンツを企画・提供し、福岡城さくらまつり実行委員会とともにこのまつりを育てていくことができるパートナーを選定するため、提案競技を実施するものである。

3. 委託内容

「桜」「福岡城」「鴻臚館」等の舞鶴公園の魅力を広く市民や観光客に認知されるよう、地域や関係機関・団体とも連携し、福岡城さくらまつりの企画・運営を行う業務。

別紙1 委託業務仕様書を参照。

4. 契約上限額

29,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※予算編成の過程で変更となる場合がある。

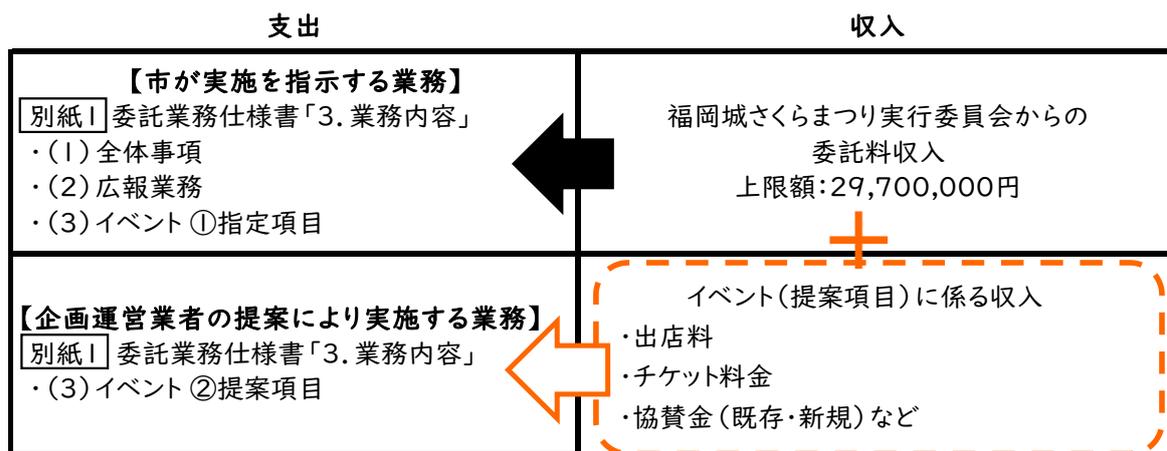
5. 費用分担

企画運営業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費のうち、契約金額に含まれるものは

別紙1 委託業務仕様書のP.3 3.業務内容のとおりである。それ以外で必要となる経費は、事業者の提案項目に伴う出店料やチケット収入、協賛金などで賄うこととし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。なお、市が実施を指示する業務が上限額を上回る場合はその差額も賄うこと。また、チケット販売の不振等に対して委託料の増額は行わない。

※舞鶴公園内で工事等が行われ、一部の広場や園路が使用できない場合も委託料の増額は行わない。

【費用分担イメージ】



※福岡城さくらまつり実行委員会からの委託料収入で、市が実施を指示する業務を行い、それ以外の業務(市が実施を指示する業務が上限額を上回る場合はその差額も)については、民のノウハウやネットワークを活かした自由な提案による収入により賄うこととする

6. 舞鶴公園内使用可能場所

舞鶴公園内には、有料公園施設や公園予定地があり、それらのエリアの使用はできない。ただし、スタンプラリーの設置等による連携については協議により可能である。

なお、現在鴻臚館広場及びその周辺において鴻臚館復元整備事業が実施され、また、花菖蒲園の南側広場において、鉄物櫓石垣修理工事が実施されており、R9春(R9.3~4月)はこれらの場所が工事中のため使用できない(別紙資料 資料Ⅰ 舞鶴公園区域図)。

しかし、工事の進捗状況によっては一部使用できる可能性もあるため、発注者と協議を行うこと。

7. 提案内容

別紙Ⅰ 委託業務仕様書の内容を実施するための以下の(1)~(7)の項目を網羅した提案を行うこと。なお、提案様式については定めのあるもの以外は任意様式とする。

(1) 福岡城さくらまつり全体の企画コンセプト及び実施方針

- ・今後3年間(令和9年春~令和11年春)をかけて、どのようにさくらまつりを展開していくか、基本方針及び目標を提案するとともに、目標達成に向けたロードマップを提示すること(事業検証、次年度事業への改善に向けた取組み方針などを含む)

(2) 広報計画

- ・ポスタービジュアルイメージを2案提出すること。
- ・当日配布チラシに関しては、サイズ、内容、展開方法等効果的なものを提案すること。
- ・その他、さくらまつりへの誘客促進につながる効果的な広報計画があれば提案すること。

(3) イベント企画

別紙Ⅰ 委託業務仕様書 3.業務内容 (3) イベント業務に記載の内容およびP.12「イベント内容に求められる視点」に沿った内容とすること。

① 指定項目

- ・上之橋、下之橋エリアでの無料ライトアップについて、景観性の向上や集客等、効果を最大化できる内容を提案すること。
※平面計画図、使用照明器具等型式・能力、設営イメージ図等を含む
※維持管理の効率化や省エネルギー化などの経費削減手法についても提案すること
※低騒音など環境への配慮を行うこと
- ・その他イベントについて、舞鶴公園の歴史的資源やさくらを活用し、さくらまつりの

目的を実現できる内容とすること。また、地域やボランティア、関係企業や団体と連携し、今と同等以上に、地域全体でさくらまつりを盛り上げていくための内容とすること。

②提案項目

- ・提案するイベントは、幅広い来場者を対象とし、集客効果およびPR効果を期待できる内容とすること。
- ・民のノウハウやネットワークを活かした持続可能でセントラルパーク構想実現に向け、さくらまつりの魅力を高めるものとする。

(4) 会場運営計画

- ・事件事故がないよう、来場者の安全に寄与する具体的な提案を求める。
例) ・来場者の安全を十分に考慮し、かつ効率性に優れたスタッフ配置
 - ・店舗等による衛生管理等
 - ・会場内施設配置(看板、照明、仮設トイレ、エコステーションなど)について、令和8年度期(令和9年春)の来場者を想定した、効率的かつ効果的なデザインや配置計画
- ・来場者サービスに寄与する具体的な提案を求める。
例) ・多言語対応等の具体的な手法
 - ・外国人来場者に対しても公園ルールやトイレ利用方法等の遵守徹底するための具体的な手法
 - ・キャッシュレス決済等、外国人来場者の満足度向上を図る具体的な手法
- ・環境に優しいまつりとする具体的な提案を求める。
- ・ボランティアスタッフの活用を図ること。

(5) 事業スケジュール

- ・計画及び広報に関する事業の準備期間や実施時期などを含む、令和8年度期(令和9年春)の全体スケジュール
- ・令和10年度期(令和11年春)までの3年間のロードマップ

(6) 事業収支計画

- ・提案内容を含む本事業の収支計画(様式8)
- ・協賛金や提案項目に伴う出店料、チケット料金等による収入獲得計画
- ・協賛のメニュー(事業協賛、広告協賛)、獲得方法、見込み数及び金額について具体的に提案すること。

(7) 事業実施体制

- ・本事業の実施にあたり連携する事業者と、その事業者の役割、担当者名などが明記された具体的な体制図

8. スケジュール

募集開始	令和8年3月4日(水)
説明会申込締切	令和8年3月13日(金)17時まで
説明会	令和8年3月19日(木)14時より
(3月下旬~4月上旬)	福岡城さくらまつり開催
質問書 提出期限	令和8年4月8日(水)17時まで
質問書 回答期限	令和8年4月14日(火)まで
参加申込 締切	令和8年4月20日(月)17時まで

参加辞退届 提出期限	令和8年5月13日(水) 17時まで
提出書類 提出期限	令和8年5月20日(水) 17時まで
提案競技審査会	令和8年5月27日(水) (予定)
審査結果通知	令和8年5月29日(金) (予定)

9. 説明会

- (1) 日時 令和8年3月19日(木) 14時より(1時間程度を予定)
- (2) 場所 アクロス福岡 会議室 602
- (3) 申込 説明会参加希望者は、「(様式1)説明会参加申込書」を、Eメールにて、3月13日(金)17時までに提出すること。
(Eメール: midorikatsuyou.hupb@city.fukuoka.lg.jp)
※上記期限までに申込書を提出しない場合は説明会に参加することができない
- (4) 注意事項 出席の際は、実施要領等の関係書類を持参すること。なお、出席者は1団体3名までとする。
説明会での質疑応答については、「12. 質疑」の質問に対する回答と合わせて福岡市ホームページに掲載する。なお、公平性を期すため、説明会及び「(様式6)質問書」提出以降の個別の問い合わせには応じられない。

10. 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 福岡市に本店、または支店・営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) この提案公募の開始の日から最優秀提案者決定の日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (5) この提案公募の開始の日から最優秀提案者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※ 最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※ 複数の事業者で構成する共同企業体(以下「JV」という。)として参加する場合は、

- すべての構成員が参加資格を有する必要がある。
- ※ J Vとして参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及びJ Vの構成員となることはできない。

11. 参加申込

参加を希望される場合は、「10.参加資格」を確認の上、以下の書類を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案公募の開始の日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除する。

※参加申し込み後、申込者へ「24.参考資料」を配布予定。

(1) 提出書類

①（様式2）提案競技参加申込書

②登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）

③市町村税を滞納していないことの証明書

福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

④消費税及び地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること。

（「その3の2」「その3の3」でも可）

⑤（様式3）委任状

この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

⑥（様式4）誓約書

代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦（様式5）役員名簿

代表者及び役員の氏名、フリガナ、性別、生年月日（元号表記）を記入すること。この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

【留意事項】

※必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

※②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

※提出書類のうち、③、④及び⑧について、新たに設立された法人等であり、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書（様式不問）」に当該事実の記載及び押印のうえ提出すること。

※J Vとして参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成表（様式不問だが、参画事業者名及び押印は必須とする）」を提出すること。なお、代表事業者以外の構成員については、①を除くすべての書類を提出すること。

(2) 提出期限・提出方法

令和8年4月20日（月）17時まで（土日祝日、及び正午から13時までを除く）に、郵送（必着）または持参すること。 ※提出期限以降の提出は、一切受け付けない。

(3) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階
福岡城さくらまつり実行委員会事務局

（福岡市住宅都市みどり局みどり推進部みどり活用課） 担当：岩本、瀧澤

(4) 提出部数

各1部

12. 質疑

提案を行うにあたって疑義が生じた場合は、令和8年4月8日（水）17時までに「（様式6）質問書」に記載の上、以下のアドレスにEメールで送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。質問に対する回答は、4月14日（火）までに福岡市ホームページに掲載する。

(1) 質問書提出先

福岡城さくらまつり実行委員会事務局

（福岡市住宅都市みどり局みどり推進部みどり活用課） 担当：岩本、瀧澤

Eメール：midorikatsuyou.hupb@city.fukuoka.lg.jp

(2) 回答の掲載場所

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>契約情報（契約課以外の入札、提案競技・指定管理など）>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

13. 提出書類の提出

(1) 提出書類

①事業提案書

以下の事項に留意し、「7.提案内容」に沿って提案書をまとめ、提出すること。

- ・様式について定めのあるもの以外は、A3サイズ、横版、横書き、片面印刷、フォントサイズは11pt以上とする。
- ・事業提案書の枚数は総数10ページ以内とし、ページ番号を必ず記載すること。
- ・図やイラスト、写真等を使用し、分かりやすい内容とすること。

②過去の類似事業の実績

過去5年間（令和3年度～令和7年度）に実施した当該事業と同種又は類似事業の実績があれば、「（様式9）同種又は類似業務の実績表」を提出すること。

(2) 提出部数

正本：1部（記名したもの）

副本：9部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年5月20日（水）17時まで（土日祝日、及び正午から13時までを除く）

(4) 提出方法

持参すること（郵送または電送では受け付けない）

(5) 提出場所

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階

福岡城さくらまつり実行委員会事務局

(福岡市住宅都市みどり局みどり推進部みどり活用課) 担当：岩本、瀧澤

(6) 留意点

- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。
(提出期限以降は一切受け付けない)
- ・本事業を実施するために必要な経費は、すべて見積書に記載すること。
- ・事業提案書にて提案した内容は、契約を締結した際に責任をもって履行できる内容とすること。
- ・専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、見やすく明確な提案書を作成すること。

14. 参加辞退

参加を辞退する場合は、以下のとおり(様式7)参加辞退届を提出すること。

(1) 提出期限・提出方法

令和8年5月13日(水)17時までに、郵送(必着)または持参すること。

(2) 郵送・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階

福岡城さくらまつり実行委員会事務局

(福岡市住宅都市みどり局みどり推進部みどり活用課) 担当：岩本、瀧澤

15. 選考

企画提案書の提出があった事業者からプレゼンテーションを行い、選考委員から質疑を行う。
なお、提案競技審査会の詳細な時間・場所は、後日、対象事業者に通知する。

(1) 提案競技審査会

①日程：令和8年5月27日(水) ※予定

②場所：福岡市役所内会議室(福岡市中央区天神1丁目8番1号) ※予定

③説明：プレゼンテーション・ヒアリング時間は30分以内とする。

そのうち、プレゼンテーション時間は15分以内で提出資料によるプレゼンとする。

出席者は1事業者あたり3名までとする。

④結果通知：選考結果は、5月29日(金)(予定)までにそれぞれの提案者に通知するとともに公表する。

(2) 審査に付する事項

①審査

審査は、審査委員会でを行い、提案の中から最も優秀な企画提案をおこなった者を最優秀提案者として選考する。

②審査対象

本要領及び別紙1委託業務仕様書に基づき提出した提案。

③審査基準

別紙2企画運営業務提案書審査基準に定める。

16. 提出物の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更はできない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。

- (4) 提案書等に関する著作権は、これを提出した提案競技参加者に帰属する。ただし、契約者の提案書等については、事務局が使用する場合著作権を行使できない。
- (5) 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (6) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求められることがある。

17. 失格要件

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合。
- (2) 提出書類に虚偽があった場合。
- (3) 審査員等に対する不正な行為が認められた場合。
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合。

18. 契約

(1) 契約交渉者

審査委員会で選考された最優秀提案者を契約交渉者として決定する。ただし、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、提案者のうち評価点の合計点数の高い者から順に契約交渉の相手方とすることができる。

(2) 委託内訳書の作成

契約交渉者は、「福岡城さくらまつり実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と委託内容について協議を行い、委託内訳書を作成する。

(3) 契約の締結

実行委員会と契約交渉者は委託内訳書に記載する業務について業務委託契約を締結する。

(4) 契約期間

契約は単年で行う。ただし、各年度における事業実績が、企画に沿ったものであり、良好な運営がなされていると認められる場合は、審査のうえ、最長3年間を期限とし、契約を更新する。なお、事業の実施および予算については、福岡市の負担金、繰越金等により決定する。

(5) その他

本件の提案競技に参加する事業者が1者であった場合、提案の内容が適切と認められる場合は、実行委員会の事務局は、当該提案を行った事業者と審査会を行い、業務委託の手続きを行う。

19. 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 実行委員会は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 実行委員会は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、実行委員会が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) (3)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

20. 災害等による中止の場合の措置

「福岡城さくらまつり」が災害等により中止された場合、すでに本業務を履行するにあたって生じた経費や中止に伴い必要となった増加経費について、別途協議をし、契約期間若しくは委託料を変更する契約変更を行う。

実行委員会は、事業者に対し、損失補償、損害補償その他名目の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

21. その他注意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問は一切受付けない。
- (3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。
- (4) 本提案競技は、事業者の選定を目的に実施するもので、必ずしも事業者の提案の通り事業を実施するものではない。

22. 添付資料

- (様式1) 説明会参加申込書
- (様式2) 提案競技参加申込書
- (様式3) 委任状
- (様式4) 誓約書
- (様式5) 役員名簿
- (様式6) 質問書
- (様式7) 参加辞退届
- (様式8) 事業収支計画
- (様式9) 同種又は類似業務の実績表

23. 別添資料

- 別紙1 委託業務仕様書
- (様式1) 収支計画書・報告書
- (資料1) 舞鶴公園区域図
- (資料2) スケジュール案
- (資料3) 令和6年度期（令和7年春）実施報告
- 別紙2 「福岡城さくらまつり」企画運営業務提案書審査基準

24. 参考資料 ※参加申し込み者へ配布予定

- (参考資料1) 令和6年度期（令和7年春）「福岡城さくらまつり」実施報告書
- (参考資料2) 令和5年度期（令和6年春）「福岡城さくらまつり」実施報告書
- (参考資料3) 令和4年度期（令和5年春）「福岡城さくらまつり」実施報告書
- (参考資料4) 令和6年度期収支決算書
- (参考資料5) 令和7年度期（令和8年春）設営計画
- (参考資料6) 令和7年度期（令和8年春）協賛資料
- (参考資料7) 舞鶴公園常設電源配置図（本丸・三ノ丸広場）
- (参考資料8) 舞鶴公園さくら地図
- (参考資料9) 無人場所取り撤去対応手順

25. 問い合わせ先・提出先

福岡城さくらまつり実行委員会事務局

(福岡市住宅都市みどり局みどり推進部みどり活用課) 担当：岩本、瀧澤

【事務所所在地】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階

電話番号：092-711-4367

Eメール：midorikatsuyou.hupb@city.fukuoka.lg.jp